

廃棄物管理責任者選任届について

1 新規に選任する場合、また、変更する場合のいずれかについても、届出様式、届出方法は同一です。

別記第4号様式（第24条関係）

廃棄物管理責任者選任届

12年4月8日

豊島区長

2 届出書類は1部作成し、郵送または持参により、豊島清掃事務所へ提出してください。

建築物名称 ○△ビル
 建築物所在地 豊島区東池袋1-18-1
 所有者住所 豊島区東池袋1-18-1
 所有者氏名 株式会社○△商事 代表取締役 ○○○○ (印)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

3 届出時期は選任をした日から、30日以内です。

東京都豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例第45条第2項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者を下記のとおり選任したので、届け出ます。

4 その他不明の点は、豊島清掃事務所（Tel 3984-9681）へ問い合わせてください。

| | | | | |
|-------|---------|------------------------|--|--|
| 選任年月日 | 12年4月1日 | | | |
| 新 | 会社名 | 株式会社○△商事 | | |
| | 所在地 | 〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1 | | |
| 任 | 所属名・職名 | 総務部長 | | |
| | ふりがな | ○○ ○○ ○○ ○○ | | |
| 者 | 氏名 | □□ □□ | | |
| | 電話番号 | 03(3981)1111 (内線) | | |
| 前 | 氏名 | △△ △△ | | |
| | 事由 | 人事異動のため その他 () | | |

※ 所有者は、新任の廃棄物管理責任者を選任した日から6か月以内に廃棄物管理責任者講習会に出席させ、所定の講習を受けさせなければなりません。



根拠条文

東京都豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例

第44条（略）

2 ……（前段略）……大規模建築物のうちその事業用途に供する部分の床面積の合計が規則で定める基準に該当するもの（以下「事業用大規模建築物」という。）……（後段略）……

（事業用大規模建築物の所有者の義務）

第45条 事業用大規模建築物の所有者は、再利用の促進等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出なければならない。

東京都豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する規則

（事業用大規模建築物）

第23条 条例第44条第2項の規則で定める基準は、1千平方メートル以上とする。

（廃棄物管理責任者の選任等）

第24条 条例第45条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、一の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する二以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、一人の廃棄物管理責任者が当該二以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第45条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、選任した日から三十日以内に、廃棄物管理責任者選任届（別記第4号様式）により行わなければならない。